

事務連絡
令和7年5月13日

各地方公共団体
地域再生御担当 各位

内閣府地方創生推進事務局

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用する
事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第74回地域再生計
画認定申請受付）（通知）

要旨

- 1 「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」活用する事業に係る地域再生計画の認定申請及び「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ）」により採択され、従前の取り扱い（以下「旧制度」という。）に基づき申請を行う継続・変更事業に係る地域再生計画の変更認定申請を令和7年6月17日（火）から令和7年6月18日（水）まで受け付けます。
- 2 認定申請に係る様式については、該当の様式を御確認の上、必ず指定された様式を使用してください。
- 3 認定は、令和7年8月下旬を予定しています。

平素より、地域再生の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項の規定に基づく地域再生計画の認定申請（同法第7条第1項の規定に基づく変更認定申請を含む。以下同じ。）に係る受付を次のとおり行いますので、通知します。

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（以下「第2世代交付金」という。）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請及びデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ）により採択され、従前の取扱い（以下「旧制度」という。）に基づき申請を行う継続・変更事業に係る地域再生計画の変更認定申請を検討されている地方公共団体におかれましては、認定事務等の円滑かつ適確な実施のため、本事務連絡を御確認の上、対応願います。

なお、第2世代交付金の創設に伴い、地域再生計画の認定申請の手続きについて、

創設前の認定回から複数の変更点がございますので、「別添1 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付（第74回地域再生計画認定申請受付）における主な注意点等について」を併せて御確認ください。

また、第2世代交付金（旧制度を含む。）以外の支援措置を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請につきましても、第74回地域再生計画認定分として受け付けますので、詳細については、次の事務連絡を御参照ください。

- ・ 第74回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）（令和7年5月12日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）

1 受付を行う地域再生計画

第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請及び旧制度に基づき申請を行う継続・変更事業に係る地域再生計画の変更認定申請を受け付けます。

2 認定申請

認定申請を、次のとおり受け付けます。

なお、第2世代交付金（旧制度を含む。）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請につきましては、事前相談の受付は行いません。第2世代交付金（旧制度を含む。）の事業内容に係る事前相談につきましては、第2世代交付金担当から通知する事務連絡等（以下「交付金事務連絡」という。）に基づく各実施計画に係る事前相談を御活用ください。

(1) 認定申請受付期間

令和7年6月17日（火）～令和7年6月18日（水）17時

※交付金に係る実施計画の受付期間とは異なりますので御留意ください。

(2) 認定時期

令和7年8月下旬（予定）

(3) 地域再生計画の作成等

従前の認定回においては、旧制度を活用する事業に係る地域再生計画と実施計画及び施設整備計画（以下「実施計画等」という。）は、同一のExcelファイルとなっておりましたが、第73回認定回から、第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画と実施計画は、別々のファイルとなりましたので御留意ください。

（以下、旧制度を活用する事業に係る地域再生計画の様式を「地域再生計画（実施計画等）」、第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画の様式を「新様式」という。）。

また、第73回認定回から、第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画の記載を簡素化する等の変更を行っておりますので、御注意ください（別添1参照）。

なお、第2世代交付金（旧制度を含む。）を活用する事業に係る地域再生計画の作成に当たっては、本事務連絡、「別添1 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付（第74回地域再生計画認定申請受付）における主な注意点等について」、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和7年5月12日一部改正）」、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和7年5月12日一部改正）」、「別添2 地域再生計画 記載例（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））」、交付金事務連絡を熟読いただいた上で、御対応ください。

（4）継続・変更事業に係る地域再生計画の変更認定申請について

旧制度に係る地域再生計画の変更認定申請に当たっては、地域再生計画（実施計画等）を使用していただく必要があります（地域再生計画（実施計画等）は交付金事務連絡に添付しています。）。

他方で、旧制度から第2世代交付金へ移行し事業を継続することを検討しているが、第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請を行っていない場合、第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画の新規認定申請の手続きを必ず行ってください。

既に第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画の認定を受けた後、総合戦略の改訂等に伴い記載内容に変更が生じた場合は、変更認定申請を行ってください。

（5）旧制度と他の支援措置を同一の地域再生計画に併記している場合の取扱い

旧制度と他の支援措置を同一の地域再生計画に併記している場合の変更認定申請につきましては、直近で認定された地域再生計画の様式（Wordファイル）を使用していただく必要がありますので御留意ください（第2世代交付金と他の支援措置を同一の地域再生計画に併記することはできません。）。

なお、認定申請方法の詳細につきましては、「第74回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）」（令和7年5月12日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）を御参照ください。

(6) 認定申請の方法

認定申請は、(1)の期間中に、アに掲げる申請書類をイに記載するメールアドレスに送付することで行ってください（メール件名は、イのとおりとしてください。）。

また、提出ファイルの様式は、必ずアに掲げる様式を使用してください（過去の認定回様式を使用することはできません。）。

なお、アに掲げる申請書類のほかにも、別途書類の提出が必要となる場合がございますので、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第1条、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和7年5月12日一部改正）」等を必ず御確認ください。

地域再生法第12条第1項の規定に基づき地域再生協議会を組織している地方公共団体におかれましては、地域再生計画の作成又は認定地域再生計画の変更に当たり、当該協議会で協議を行わなければならない、地域再生計画の認定申請（変更認定申請を含む。）に際しては、当該協議会における協議の概要を添付する必要があります。詳細は、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和7年5月12日一部改正）」、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和7年5月12日一部改正）」、「別添2 地域再生計画 記載例（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））」を御確認ください。

ア 認定申請における申請書類

地域再生計画の認定申請を行うに当たっては、次の書類を御提出ください。

なお、旧制度に係る地域再生計画（実施計画等）については、地域再生計画と実施計画等が同一のExcelファイルとなっているため、本事務連絡に添付していません（交付金事務連絡に添付しています。）。

申請書類	様式等 ※1	申請区分	
		新規	変更
基礎データ表ver. 59	申請様式01	○	○
地域再生計画認定申請書	申請様式02_03	○	
地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_04		○
地域再生計画	申請様式03_03	○	
地域再生計画（実施計画等）※2	本事務連絡には添付なし （様式は交付金事務連絡を御確認ください。）		○
（区域の特定が困難な場合のみ）	申請様式04	○	○

区域の付近見取図 ※3			
工程表 ※3	申請様式05	○	○
地方版総合戦略 ※3	貴団体作成のもの	○	○

※1 申請様式02_01、申請様式02_02、申請様式03_01及び申請様式03_02は、第2世代交付金交付金以外の支援措置を活用する事業に係る地域再生計画です。

※2 市区町村は、当該書類を各都道府県へ御提出ください。

※3 変更認定申請の場合、当該書類に変更が生じる場合のみ提出してください。なお、地方版総合戦略に変更が生じる場合、該当箇所抜粋のみの提出で差し支えありません。

イ 提出方法

① 第2世代交付金を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請の場合

メールアドレス：e.nintei.c3s@cao.go.jp

各都道府県、市区町村ともに内閣府（上記アドレス）に直接御提出ください。メールの件名は、次のとおりとしてください。

[メール件名]

申請者	申請区分	提出ファイル	メール件名
都道府県	新規	地域再生計画を含む申請書類	【正式提出】【交付金（新規）】 （〇〇県）第74回地域再生計画
	変更	地域再生計画を含む申請書類	【正式提出】【交付金（変更）】 （〇〇県）第74回地域再生計画
市区町村	新規	地域再生計画を含む申請書類	【正式提出】【交付金（新規）】 （〇〇県〇〇市）第74回地域再生計画
	変更	地域再生計画を含む申請書類	【正式提出】【交付金（変更）】 （〇〇県〇〇市）第74回地域再生計画

② 旧制度に係る地域再生計画の変更認定申請の場合

メールアドレス：chiiki.rosei-senko@cao.go.jp

地域再生計画（実施計画等）の提出に当たっては、交付金事務連絡を御確認いただき、各都道府県にて取りまとめをお願いいたします。

また、地域再生計画（実施計画等）を除く申請書類（申請様式01、申請様式02_04、申請様式04、申請様式05及び地方版総合戦略）については、各都道府県、市区町村ともに内閣府（上記アドレス）に直接御提出ください。メールの件名は、次のとおりとしてください。

[メール件名]

申請者	提出ファイル	メール件名
都道府県	地域再生計画（実施計画等）	※ 交付金事務連絡を御確認ください。
	地域再生計画（実施計画等）を除く申請書類	【正式提出】【交付金（変更）】 （〇〇県）第74回地域再生計画
市区町村	地域再生計画（実施計画等）	※ 交付金事務連絡を御確認ください。
	地域再生計画（実施計画等）を除く申請書類	【正式提出】【交付金（変更）】 （〇〇県〇〇市）第74回地域再生計画

(7) 認定申請に当たっての留意事項

ア 作成主体が複数（共同申請）の場合の申請方法

複数の地方公共団体で共同申請を行う場合の地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書につきましては、連名で一つの申請書としてまとめたものを、その他の申請書類等と併せて代表団体が御提出ください。

イ ファイル送付方法

ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて、メールに添付することにより提出してください（ファイル転送サービスにつきましては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがあります。）。

ウ 基礎データ表

基礎データ表（申請様式01）は、ファイル名称に「ver. 59」と記載してある最新のものを使用してください（それ以前のものは受け付けることができません。）。

また、基礎データ表の記載事項の一部は、認定後に内閣府のホームページで公開されますので、記載内容に誤りのないよう御留意ください。

3 軽微な変更の報告について

地域再生法施行規則第11条の規定による内閣総理大臣の認定を要しない地域再生計画の軽微な変更（地域再生計画認定申請マニュアルに基づく軽微な変更）の報告方法につきましては、別途事務連絡にて通知します。

なお、当該変更を行う場合は、地域再生法第7条第1項の規定により、内閣総理

大臣の認定を要しません。

- a) 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- b) まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））及びまち・ひと・しごと創生交付金（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ））を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更
- c) a)、b)のほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更
- このうち、c)の「地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、支援措置ごとに規定されている場合がありますので、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、各支援措置に係るガイドライン等を参照願います。
- （「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和7年5月12日一部改正）」5）② 軽微な変更 抜粋）

4 その他

(1) 認定申請書類の提出状況の確認

御提出いただいた認定申請書類について、次の「当事務局からの受理連絡期日」までに当事務局からメールによる連絡がない場合、当該書類は、受理されていない可能性がありますので、速やかに次の【問い合わせ先】①まで御連絡ください。「申請主体からの受理状況確認期日」以降に、御連絡をいただいても受理状況の確認は行わないため、当事務局から受理連絡がない場合には、必ず申請主体からの受理状況確認期日までに受理状況の確認を行ってください。

なお、当事務局から審査内容に係るメールが届いている場合、当該メールをもって受理連絡に代えるものとしますので、予めご了承ください。

当事務局からの 受理連絡期日	令和7年7月10日（木） 17時まで
申請主体からの 受理状況確認期日	令和7年7月14日（月） 17時まで

(2) PDCAサイクルの適切な管理

第2世代交付金（旧制度を含む。）を活用する事業に係る地域再生計画の認定を受けた場合には、当該地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、当該地域再生計画で設定したKPIによって、計画の進捗状況を検証すること等により、定期的にフォローアップを行ってください。

なお、事業の実施状況等を鑑み、K P I の見直しが必要と判断される場合には、当該地域再生計画の変更認定申請を御検討ください。

【問い合わせ先】

① 地域再生計画に関すること

内閣府地方創生推進事務局 地域再生計画認定担当

TEL：03-5510-2475（受付時間：10時～18時）

E-mail：e.chiiki@cao.go.jp

※ 地域再生計画の認定申請（変更認定申請を含む。）に係る申請書類の提出につきましては、「2 認定申請」(6)イの記載を御確認の上、申請区分ごとに指定されたメールアドレスに送付してください。

② 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）に関すること

交付金事務連絡の「第2世代交付金（ソフト事業・拠点整備事業）担当者一覧」に記載の各都道府県担当

【添付資料】

- ・ 別添1 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付（第74回地域再生計画認定申請受付）における主な注意点等について
- ・ 別添2 地域再生計画 記載例（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和7年5月12日一部改正）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和7年5月12日一部改正）
- ・ 様式等一式